

「経営者保証に関するガイドライン」についてのご案内

1. 「経営者保証に関するガイドライン」とは

「経営者保証に関するガイドライン」（以下ガイドラインといいます）とは、経営者保証における合理的な経営者保証契約の在り方等を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則として日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」により策定され、2013年12月5日に公表し、2014年2月1日から適用開始となったものです。当組合では、経営者保証につきましては、ガイドラインを遵守して取り扱うこととしています。

2. 「経営者保証に関するガイドライン」の概要

(1)当組合はお客さま（債務者・保証人）において次のような事象が将来に亘って充足すると見込まれる場合には、債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、お客さま（債務者・保証人）の意向を踏まえてうえで検討いたします。

- ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
- ②法人と経営者との間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていないこと
- ③法人のみの資産・収益力を借入返済が可能と判断し得ること
- ④法人から適時適切に財務情報等が提供されていること
- ⑤経営者から十分な物的担保の提供があること。

(2)お客さまご意向も踏まえ、ガイドラインに基づいて検討し、保証契約が必要と判断した場合は、要件のどの部分が十分でないために保証契約が必要なのか、またどのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性等について丁寧かつ具体的に説明させていただきます。

3. 保証契約の見直しについて

(1)お客さまから保証契約の解除等または変更等の申入れがあった場合には、改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等の検討を行い、その結果について主たる債務者となるお客さまおよび保証人となるお客さまに対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2)事業継承時には前経営者が負担する保証債務は後継者に引き継がせるのではなく後継者の保証の必要性等を丁寧かつ具体的な説明を行います。

(3)前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者の実質的な経営権、既存債権の保全状況、資産・収益力による返済能力等勘案し、保証契約の解除を適切に判断いたします。

4. 保証履行時の対応について

保証債務時の履行請求にあたっては、原則として一律に保証金額の全額を請求するものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を検討致します。また、お客さまが、ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、金融機関は本ガイドラインに基づき、誠実な対応に努めます。